

寄附手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容						
<p>株式会社大阪国際会議場 (府民文化部 都市魅力創造局企画・観光課)</p>	<p>株式会社大阪国際会議場（以下「会議場」という。）は、平成25年度末の管理運営業務終了に当たり、大阪府立国際会議場管理運営業務契約書（以下「契約書」という。）第19条第3項に基づき、会議場の備品などの資産を一括して大阪府に無償譲渡しているが、以下の不備があった。</p> <table border="1" data-bbox="706 667 1359 800"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄附申込書</td> <td>平成26年3月27日</td> </tr> <tr> <td>寄附受諾書</td> <td>平成26年3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 会議場が府に寄附したと認識しているソフトウェア(処分価格 646,000円)について、寄附申込書及び寄附受諾書に記載がなかった。 大阪府は、寄附の申込みを受諾しなかった建物付属設備(分煙コーナー間仕切、取得価格 1,260,000円)を大阪府の公有財産台帳に登載している。 なお、寄附の申込みを受諾しなかった場合、契約書第19条第3項に基づき、会議場は建物付属設備について、原状回復を行わなければならないが、会議場は原状回復を実施しなかった。 大阪府が、重要物品として登録したプロジェクター(受入金額1,144,271円)は数量1とされているが、実際は3台であり、1台当たり1百万円未満のため、重要物品として登録する必要はない。 大阪府が受け入れた備品44点(内、重要物品5点を含む。)について、大阪府財務規則第74条第2項で定める表示である備品シールの貼付が行われていない。 	内容	日付	寄附申込書	平成26年3月27日	寄附受諾書	平成26年3月31日	<p>【是正を求めるもの】 会議場は、府に寄附したと認識しているソフトウェアについて、寄附手続の申込書を作成されたい。 大阪府は、寄附の申込みを受諾しなかった建物付属設備については、当該設備の必要性を踏まえ、適切な措置を講じられたい。 また、重要物品として登録したプロジェクターについては、重要物品に当たらないため、重要物品登録から除外されたい。 さらに、大阪府財務規則第74条で定める表示が行われていない備品44点については、速やかに備品シールを貼付されたい。</p> <p>【大阪府立国際会議場管理運営業務契約書】 (模様替え及び原状回復) 第19条 乙(会議場)は、管理運営業務を遂行するにあたり、利用者サービスや施設運営に資するため、乙の発意により会議場の模様替え、新たな備品等の調達、既存施設の形質変更又は新たな施設整備を行おうとするときは、事前に甲(大阪府)の承認を得なければならない。 2 前項に係る費用は乙が負担する。 3 乙(会議場)は、本契約の指定期間が満了したとき、又は指定の取消しにより会議場の管理運営業務が終了したときは、破損・汚損した部分及び第1項による変更箇所を原状回復するものとし、これに要する経費は乙の負担とする。 ただし、第1項による変更箇所等については施設等の価値を高めたり、やむを得ない事情があると甲(大阪府)が認めるときは原状回復を不要とし、この場合、乙は甲に変更箇所等は無償譲渡するものとする。また、天災その他の不可抗力により事業の継続が不能となった場合も同様とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 会議場が府に対し寄附したと認識していたソフトウェア追加仕様分について、平成27年3月13日に会議場から府に対して寄附の申込みを行い、同年3月31日に大阪府に寄附した。 寄附申込の受諾をされなかった建物付属設備(分煙コーナー間仕切、取得価格 1,260,000円)について、府は公有財産台帳から平成27年2月17日付けで抹消した。また、各所喫煙垂れ壁撤去工事を実施し、同年4月28日に撤去・原状回復が完了した。 府は、重要物品として登録していたプロジェクターについて、平成27年2月17日に重要物品から除外し、備品数量3台で修正した。 府は、大阪府財務規則第74条で定める表示が行われていない備品44点について、平成27年2月中旬に備品シールの貼付を完了した。
内容	日付								
寄附申込書	平成26年3月27日								
寄附受諾書	平成26年3月31日								

		<p>【大阪府財務規則】 (物品の分類の決定等) 第74条 (略) 2 物品管理者は、その管理する備品には、細分類、番号及び課又は出先機関名の表示をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用第73条関係第2項】 地方自治法施行規則に規定する「重要な物品」並びに備品出納簿(規則様式第39号その2)、生物類出納簿(規則様式第43号その2)及び物品増減通知書(重要物品)(規則様式第51条その2)に規定する「重要な物品」は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 1件の購入価格又は評価額が100万円以上の備品 なお、「1件」とは、次の区分によるものとする。 ア 同一種類の物品 1点 イ 独立してそれぞれが使用目的を有するもの 1点 ウ 分離することによりその使用目的を失うもの 1式</p> <p>(2) 1頭の購入価格又は評価額が100万円以上の種牛</p>	
--	--	---	--